## 許可証等書換え交付申請書

事 項	薬局、医薬品販売業等の許可証等の記載事項に変更を生じたとき						
根拠法令	法 律 第11条、第23条、第38条、第40条、第40条の7 施 行 令 第2条の3、第2条の8、第5条、第12条、第45条 施行規則 第4条、第10条の6、第21条、第28条、第142条、第149条、第155 条、第178条、第196条の5 施行細則 第6条						
	保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事務所) 保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器						
提出部数	等販売業・貸与業:1部(保健福祉事務所) 保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業:2部(1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所)						
	保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及 び高度管理医療機器等販売業・貸与業:1部(長野市保健所又は松本市保健所)						
	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事 務所、長野市保健所又は松本市保健所)						
添付書類	許可証等の原本						
手 数 料	地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業:2,100円(長野県収入証紙)						
	長野市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業(令和7年11月30日まで)2,000円(現金)(令和7年12月1日以降)2,100円(現金)						
その他	<ol> <li>業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。</li> <li>配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。</li> </ol>						
	3.変更届書を同時に提出すること。						

許 可 証認 定 証登 録 証 書換え交付申請書基 準 適 合 証基 準 確 認 証

業	務	等の	種	別						
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準確認証 番 号 及 び 年 月 日										
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造 所、店舗、営業所又は 事 業 所			名	称						
			所 在	地						
変	事			項	変	更	前	変	更	後
更										
内	内									
容										
変	更	年	月	日						
備				考						

許 可 証認 定 証

上記により、 登録 証 の書換え交付を申請します。

基準適合証 基準確認証

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事 市長

殿